

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
する)

目 次

◇ 規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則(広報文書課)
職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(耕地課)

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則(交通企画課)

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(交通指導課)

◇ 教 委 規 則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(教職員課)

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)

◇ 公 安 規 則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

指定車両移動保管機庫に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(交通指導課)

◇ 企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程(総務課)

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

目次中「第五章 文書の整理(第三十九条)」を「第五章 文書の整理、保管及び保存(第三十九条―第三十九条の三)」に改める。

第二条第一号中「鳥取県出納室設置規則」を「鳥取県出納局設置規則」に、「出納室」を「出納局」に改め、同条第四号及び第八号中「出納室」を「出納局」に改める。

第八条第三項及び第四項並びに第八条の三第二項中「暦年」を「会計年度」に改める。

鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程(〃)
鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程(〃)
鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程(〃)
鳥取県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(〃)

第九条第四号中「出納室長」を「出納局長」に改める。

第二十一条中「鳥取県出納室事務決裁規則」を「鳥取県出納局事務決裁規則」に改める。

第三十三条第三項中「暦年」を「会計年度」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 文書の整理、保管及び保存

第三十九条第三号中「完結した文書」を「完結文書」に、「編さん保存」を「整理」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 処理の完結した文書（以下「完結文書」という。）は、会計年度ごとに区分し、整理するものとする。ただし、暦年によることが適当なものは、暦年ごとに区分し、整理するものとする。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(文書の保管)

第三十九条の二 前条第四号の規定により整理した完結文書は、各課において所定の保管庫等に収納し、別に定める保管期間が満了するまで保管しなければならない。

(文書の保存)

第三十九条の三 前条に規定する保管期間が満了した完結文書についてなお保存する必要があるときは、別に定める文書の保存に関する規程の定めるところにより、これを広報文書課に引き継ぎ、保存するものとする。
第四十一条中「一月末」を「四月末」に、「前年」を「前年度」に改める。

別表第一中「交通対策課」を「交通・土地対策課」に、「出納室」

を「出納局」に改める。

附 則

- この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 昭和六十三年度に施行し、又は受け付ける文書に係る番号は、この規則による改正後の鳥取県文書管理規則第三十三条第三項の規定にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日までの間、昭和六十三年一月一日から暦年により更新して付された番号に引き続き番号によるものとする。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「園長」の下に「・場長」を加え、同表第三号中「・場長」を削る。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第二十七号様式 その一の一 (第三十条関係) (裏)

年度 利子等の 支払月	特別徴収義務者 (営業所等)		特別徴収義務者 番号		各種加算金額				摘要
	申告税額 調定年月日	税額	更正・決定税額 調定年月日	税額	調定年月日	過少申告 加算金	不申告加 算金	重加算金	
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
計									

第二十七号様式その六表)中
 鳥取県庁
 を
 鳥取県庁
 に改
 める。
 第二十八号様式中その一の次にその一の一として次のように加える。

第二十八号様式 そのの一 (第三十条関係) (表)

一 人 別 徴 収 簿

特別徴収義務者番号

取り扱
の
利子
等
の
類

名称

特別徴収
者
所在地
(義務
所等)

年度	調 定				収 納													
	調 定 年 月 日	申 告 ・ 決 定 額 (正・ 税 額)	申 告 限 額	指 期 納 期	納 税			金 算			種 別			金 算			担 当 者 印	事 記
利子等の支払月	納 年 月 日	要 額	利子 等 種 類	本 額	不 納 損 額	延 滞 金	種 別	種 別	金 額	種 別	金 額	種 別	金 額	種 別	金 額			

第二十八号様式 そのの一 (第三十条関係) (裏)

記事	担当者印	滞納処分費	督促状号 交付年月日	金額		督促状号 交付年月日	延滞金	納税			利子の種類	摘要	納年月日	決定			調定年月日	利子等の支払月
				算納額	収入額			納未済額	収入済額	納未済額				納未済額	(指期)	申告(更正)納期限		

(農民税 (利子等分) 用)

第三十九号様式第二十二中「一括徴収税専門員」及び「課長」に答へる。

第五十号様式中

徴収 通分	150万円以下のもの	
	人	円
計		
徴収 別分	150万円以下のも 150万円をこえるもの	
	人	円
計		
合 計	150万円以下のもの 150万円をこえるもの	
計		

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

徴収 通分	130万円以下の者 130万円を超え300万 下の者	
	人	円
計		
徴収 別分	130万円以下 130万円を超え300万 下の者	
	人	円
計		
合 計	130万円以下の者 130万円を超え300万 下の者 300万円を超える者	
計		

人	円以		円以		円以		円以		円以		円以		円以	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円

配偶者控除		納税義務者数 人	円
納税義務者数	控除額		

配偶者控除		配偶者特別控除	
納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額

500円を乗じた額」及び「人員に 円を乗じた額」に答へる。

「人員に

第五十三号様式中

第五号 課税	課税制限に係る還付金
第六号 課税	同上に係る繰上加算金
第七号 課税	納期前納付税額に対する報償金

円	円	円

対する報償金

円

に改める。

を

第五号
課税

納期前納付税額に

第六十四号様式中

円	円	円

に改める。

附 則

- この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 昭和六十三年度分の個人の県民税に関する鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第三十七条第一項の報告に係る報告書については、この規則による改正後の鳥取県税条例施行規則第五十号様式

中「300万円」とあるのは、「260万円」とする。

- 昭和六十二年度分までの個人の県民税に関する鳥取県税条例第三十八条の報告に係る報告書の様式については、この規則による改正後の鳥取県税条例施行規則第五十三号様式にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号）第四条及び別表に規定する事業

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「七年内（知事が特に必要があると認めるものについては、十年以内）」を「十年以内」に改め、同表の第三条第六号に掲げる事業の項中「七年内」を「十年以内」に改め、同表の第三条第七号に掲げる事業の項中「八年内」を「十年以内」に改め、同表の第三条第八号に掲げる事業の項及び第三条第九号

に掲げる事業の項中「七年以内」を「十年以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の項を次のように改める。

- 一 かんがい排水事業
- イ 一般かんがい排水事業

(1) ため池又は排水施設に係る事業 (2) (1)以外の事業 土地改良施設整備事業	工事費の百分の二十に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額 工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額 工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
--	---

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千円」を「二千円」に改め、同条第二号中「三百円」

を「五百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 規 則 第 三 十 号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和六十二年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「八千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長 森 田 隆 朝

鳥 取 県 教 育 委 員 会 規 則 第 三 号

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和五十八年三月鳥取県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）附則第二項から第五項までに規定する勤務を要しない時間の指定に關し必要な事項を定めるものとする。

（指定の単位となる期間）

第二条 条例附則第二項第一号の教育委員会規則で定める毎四週間（以下「基本期間」という。）は、昭和六十三年四月十七日を初日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間とする。

2 条例附則第四項の規定による勤務を要しない時間の指定の単位となる期間は、当該期間が一の基本期間又は基本期間の二以上連続した期間となるように定めるものとする。

（条例附則第二項第三号適用職員についての指定）

第三条 条例附則第二項第三号の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

一 基本期間に二以上の半日勤務日（条例附則第二項第二号に規定する半日勤務日をいう。以下同じ。）がある場合 二の半日勤務日の勤務時間

二 基本期間に一の半日勤務日がある場合 当該半日勤務日の勤務時間及び当該半日勤務日以外の一の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間

三 基本期間に半日勤務日がない場合 二の勤務日の勤務時間のうちのそれぞれ連続する四時間の勤務時間又は一の勤務日の勤務時間のうちの連続する八時間の勤務時間

（新規採用者等についての指定）

第四条 条例附則第三項の教育委員会規則で定める期間は、二週間とする。

2 条例附則第三項の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

一 条例第二条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かついずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員
一 の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員で、新たに職員となつた日又は退職することとなる日の属する基本期間に半日勤務日があるもの
一 の半日勤務日の勤務時間

三 新たに職員となつた日又は退職することとなる日の属する基本期間に半日勤務日がない職員
一 の勤務日の勤務時間のうちの連続する四時間の勤務時間

（異動者についての指定）

第五条 指定権者（勤務を要しない時間の指定についてその権限を有する者をいう。以下同じ。）又は指定の基準を異にして異動した職員の異動後における勤務を要しない時間の指定については、県教育委員会の定めるところによる。

（指定の方法）

第六条 勤務を要しない時間の指定は、できる限り、連続する基本期間三以上の分について一括して行うものとする。

（指定の明示）

第七条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったときは、職員に對して速やかにこれを明示しなければならない。指定の変更を行ったときも、同様とする。

（勤務を要しない時間の指定簿等）

第八条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったとき及び指定の変更を行ったときは、県教育委員会が定める様式の勤務を要しない時間の指定簿に指定及び指定の変更に関する事項を記載するものとする。

2 職員が指定権者を異にして異動した場合は、異動前の指定権者は、当該職員に係る勤務を要しない時間の指定簿の記載事項を異動後の指定権者に通知するものとする。

（指定権限の委任）

第九条 条例附則第二項から第五項までの規定による職員の勤務を要しない時間の指定及び指定の変更に関する権限は、市町村教育委員会に委任する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。
(経過措置)

2 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第八号。以下「改正条例」という。)附則第四項の教育委員会規則で定める日は、改正条例附則第一項に規定する規則で定める日(以下「改正条例施行日」という。)の属する基本期間(改正条例第二条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。))の適用を受けるとした場合に新条例附則第四項の規定の適用を受けるとなる職員にあつては、県教育委員会が同項の規定に基づき定めることとなる期間)の末日(同日前に、定年に達すること、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第四条の規定に基づき定められた期限が到来すること又は任期が満了すること(以下「定年等」という。))により退職することとなる職員にあつては、退職することとなる日)とする。

3 改正条例附則第四項の教育委員会規則で定める時間数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数とする。

一 改正条例附則第四項第一号に規定する職員 改正条例第二条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第三項の規定により県教育委員会が定めた期間であつて改正条例施行日の前日の属するもの(以下「最終指定単位期間」という。)の初日から改正条例施行日の前日までの間に旧条例附則第三項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数(旧条例附則第四項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数を除

く。以下「施行日前指定時間数」という。)が、最終指定単位期間の全期間にわたり旧条例附則第三項の適用を受けたとした場合に最終指定単位期間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数に、最終指定単位期間に含まれる改正前の県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和五十八年三月鳥取県教育委員会規則第二号)第二条第一項に規定する基本期間(以下「旧基本期間」という。)の数に対する最終指定単位期間の初日(最終指定単位期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日)から改正条例施行日の前日までの間に含まれる旧基本期間の数の割合を乗じて得た時間数(以下「比例時間数」という。)に満たない職員にあつては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数を新条例の規定の適用を受けるとした場合に改正条例施行日から前項に規定する日までの間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数(以下「基準時間数」という。))に加えた時間数(改正条例施行日から起算して十三日以内に、定年等により退職することとなる職員にあつては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数)、施行日前指定時間数が比例時間数を超える職員にあつては、施行日前指定時間数から比例時間数を減じた時間数を基準時間数から減じた時間数

二 改正条例附則第四項第二号に規定する職員(前項に掲げる職員を除く。)) 当該変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数を基準時間数に加えた時間数(改正条例施行日から起算して十三日以内に、定年等により退職することとなる職員にあつては、当該変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数)

4 改正条例附則第四項の規定により勤務を要しない時間として指定される勤務時間については、新条例の規定による勤務を要しない時間の指定の例によるものとする。

5 公務の運営上の必要等により、前三項の規定により難いと認められる場合には、あらかじめ人事委員会と協議して県教育委員会が定めた基準に従つて、別段の取扱いをすることができるものとする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める高等学校に、全日制の課程に関する校務を分担して整理する教頭を二人置く。この場合において、各教頭が分担して整理する校務は、校長が、別に定める。

別表の二の表中

倉吉養護学校
高等部
普通科
三年
三〇人

倉吉市長坂新町二二三一

を

倉吉養護学校		
小学部	中学部	高等部
六	三	三
普通科		

に改める。

年	年	年
三〇人		
倉吉市長坂新町二二三一		

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則

第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一四、五〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五課」を「六課」に、「厚生課」を「厚生課 情報管理課」に改める。

第五条中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号から第十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(情報管理課の所掌事務)

第六条の三 情報管理課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。
- 二 事務効率の増進に関すること。
- 三 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、審査、浄書、印刷、編集及び保存に関すること。

第二十條の二を次のように改める。

(少年対策室)

第二十條の二 防犯少年課に、少年対策室を附置する。

2 少年対策室の位置は、鳥取市とする。

3 少年対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、少年対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十一條を削り、第二十條の三を第二十一條とする。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第四号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(昭和六十二年三月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「八千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条の表開発課の項中「埋立事業係」を「地域開発係」に改める。

第三条開発課の項第一号中「工業用水道及び埋立事業」を「地域開発」に改め、同項第二号中「及び埋立事業の計画」を「埋立造成地施設及び観光施設の整備計画」に改め、同項第三号中「埋立事業施設」を「埋立造成地施設」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程
鳥取県企業局事務専決及び代決規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改め、同表第十七号を次のように改める。

十七 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が一億円以上の工事の執行の決定

別表第一中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 一件の契約予定金額が一億円以上の工業用水供給契約の締結

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第六条関係）」に改め、同表第十一号を次のように改める。

十一 請負の対象となる部分に係る設計金額が五百万円以上一億円未満

の工事の執行の決定（鳥取県企業局西部事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）第四条の規定により西部事務所長に委任された事務を除く。第十五号並びに別表第三第二の項第七号、第七号の二及び第十号から第十二号までにおいて同じ。）

別表第二第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 一件の契約予定金額が五百万円以上一億円未満の工業用水供給契約の締結

別表第二第十四号及び第十五号中「百万円以上」を「五百万円以上」に改め、同表第十六号中「五百万円以上」を「五千万円以上」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第六条関係）」に改め、同表第二の項第七号を次のように改める。

七 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定

別表第三の第二の項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 一件の契約予定金額が五百万円未満の工業用水供給契約の締結

別表第三の第二の項第十号及び第十一号中「百万円未満」を「五百万円未満」に改め、同項第十二号中「五百万円未満」を「五千万円未満」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第六条関係）」に改め、同表第二の項を次のように改める。

第二 庶務係長の専決事項

職員の身分、給与及び通勤の証明

附 則

この企業管理規程は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、職務に専念する義務の特例に関する規則」を「及び職務に関する義務の特例に関する規則」に改め、「及び四週六休制の試行的ための職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人

事委員会規則第十六号)」を削る。

第八条第一項中「昭和五十八年鳥取県人事委員会規則第一号」を「昭和六十三年三月鳥取県人事委員会規則第三号」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第四号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 決算(第六十二条―第六十四条)」を「第七章 決算及び計理状況報告(第六十一条の二―第六十四条の三)」に改める。

第三条第一項中「(以下「局」という。)」の下に「及び鳥取県企業局

西部事務所(以下「事務所」という。)を加え、同条第二項中「出納員」を「局の出納員」に改め、同条に次の一項を加える。

4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長をもつてこれに充てる。

第三条の二中「基づき、」の下に「局の出納員にあつては」を加え、「出納員に」を「事務所の出納員にあつては第一号、第二号及び第四号に

掲げる事項を」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 事務所には、次の各号に掲げる帳簿を備え、取引を記録整備しなければならない。

一 現金出納簿

二 前渡金及び概算金整理簿

三 契約原簿

四 工事台帳

五 収入予算整理簿

六 支出予算整理簿

七 預り金整理簿

八 前各号のほか必要な帳簿

第十三条中「出納員」を「局の出納員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事務所の出納員は、取引の終了した伝票に証拠書類を添え、日付順に編集整理して、翌月五日までに局の出納員に送付しなければならない。

第十四条中「知事」の下に「及び鳥取県企業局西部事務所長(以下「事務所長」という。)」を加える。

第十五条、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項並びに第十八条第五項中「知事」を「知事及び事務所長」に改める。

第二十五条第一項中「知事」を「知事又は事務所長」に改め、同条第二項中「知事は」を「知事及び事務所長は、」に改める。

第二十七条第一項中「知事」を「知事及び事務所長」に改める。

第三十一条第一項中「知事」を「知事又は事務所長」に改める。

第四十条第一項中「知事」を「知事及び事務所長」に改め、同条第二項中「所屬長を経て知事」を「知事及び事務所長」に改める。

第四十一条本文中「知事は、総務課長をして、」を「知事及び事務所長は、あらかじめ指名した職員に」に改め、同条ただし書を削る。

第四十四条第一項中「前項」を「前条第一項」に改める。

第四十七条第二項中「知事」を「知事及び事務所長」に改める。

第五十六条中「出納員」を「局の出納員」に、「事業年度毎に」を「事業年度ごとに」改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(支出予算の配当)

第五十九条の二 事務所長は、各四半期ごとに予算配当要求書を当該四半期五日までに知事に提出しなければならない。ただし、工事等については、年間分をまとめて提出することができる。

2 知事は、前項の提出があつたときは、これを審査し、予算執行計画に基づき、事務所長に配当するものとする。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 決算及び計理状況報告

第六十二条中「出納員」を「局の出納員」に改め、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(決算資料の提出)

第六十一条の二 事務所の出納員は、決算に必要な資料を総務課長に提出しなければならない。

第六十三条中「出納員」を「局の出納員」に改め、「修正記入の」を「

修正記入を」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第六十四条中「出納員」を「局の出納員」に、「行なつた」を「行つた」に改め、第七章中同条の次に次の二条を加える。

(計理状況報告)

第六十四条の二 総務課長は、日常の取引の計理状況を明確にするため、毎月末日をもつて資産表及び資金予算表その他参考資料を作成し、翌月二十日までに知事に報告しなければならない。

(計理状況報告資料の提出)

第六十四条の三 事務所の出納員は、前条の規定による報告に必要な資料を翌月十日までに総務課長に提出しなければならない。

第六十五条第二項中「知事」を「知事及び事務所長」に改める。

第六十五条の二 第一項第六号中「知事」を「知事又は事務所長」に改める。

第六十六条に次の二条を加える。

三十三 現金出納簿

第三十三号様式

三十四 預り金整理簿

第三十四号様式

第六十六条の二 第三号を同条第四号とし、同条第二号中「その他の経理担当職員」の下に「出納員」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 支出負担行為に関する確認の事務に直接関与した出納員

第十一号様式、第十二号様式、第十八号様式、第十九号様式及び第二十号様式中「(第10号、第56号函羽)」を「(第10号、第10号の2、第66号函羽)」に改める。

第三十二号様式の次に次の二様式を加える。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十三年四月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第五号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項第三号中「公共企業体、」を削る。

第十四条中「人事委員会」を「知事」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

別表第一のイの表四級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第一のイの表五級の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第一のイの表六級の項第二号中「所長」を「事業所の次長」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別表第一のイの表七級の項中第二号を削り、同項第三号中「特に」を削

り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第一のイの表八級の項第二号中「困難な業務を処理する」を削る。

別表第一のイの表九級の項第三号中「特に」を削る。

別表第二事業所の項を次のように改める。

事業所	所 長	百分の十六
-----	-----	-------

附 則

1 この企業管理規程は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において事業所の所長又は次長の職の職務を占めていた者で、切替日において当該職の職務を占めることとなるものに係る切替日以降における職務の級並びに号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、知事が別に定める。